



令和5年10月27日（金） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
県民生活課	交通安全・ コミュニティ係	村嶋 憲二	内線 3014 直通 058-272-8205 FAX 058-278-2889

「交通死亡事故多発県内警報」の発令について

令和5年10月4日以降、県内では、10件10人の交通死亡事故が発生しています。これは、「交通死亡事故多発非常事態宣言等実施要綱」第4別表1に定める県内警報の発令基準（1か月の県内交通事故死者数が10人に達したとき）に該当するため、県内全域を対象とした「交通死亡事故多発県内警報」を発令します。

1 発令種別

県内警報

2 発令期間

令和5年10月27日（金）から11月10日（金）までの15日間

3 発令者

岐阜県交通安全対策協議会長（岐阜県知事）

4 該当する発令基準

交通死亡事故多発非常事態宣言等実施要綱 第4 別表1

「1か月の県内交通事故死者数が10人に達したとき」に該当

5 発令に伴う取組み

(1) 県の取組み

- ・ 県ホームページを活用した広報啓発
- ・ 市町村と連携した広報啓発（防災無線等）
- ・ 関係機関（交通安全協会等）との連携による広報啓発 等

(2) 警察の取組み

- ・ 事故実態に合わせた交通指導取締り
- ・ 街頭指導活動の強化 等

(3) 関係機関

- ・ 傘下組織に対する周知徹底
- ・ 事業所における安全運転指導の推進 等

【1か月の交通死亡事故の概要（岐阜県内）】

発生日	発生場所	事故概要
10月4日	大垣市	普通乗用（女性、55歳）は東進右折中、横断中の歩行者（女性、87歳）と衝突。 歩行者が死亡。
10月4日	羽島市	自転車（男性、71歳）は用水路に転落。 自転車運転者が死亡。
10月12日	垂井町	普通貨物（男性、44歳）は北進中、自転車（男性、75歳）と 出会い頭に衝突。 自転車運転者が死亡。
10月14日	関市	普通乗用（男性、88歳）は後退中、歩行者（女性、86歳）と 衝突。 歩行者が死亡。
10月14日	山県市	原動機付自転車（女性、88歳）は北進右折中、対向の普通乗 用（男性、52歳）と衝突。 原動機付自転車運転者が死亡。
10月20日	郡上市 東海北陸自動車道	普通乗用（男性、72歳）は北進中、準中型貨物（男性、59 歳）に追突。 準中型貨物運転者が死亡。
10月24日	関市	軽乗用（男性、65歳）は西進中、軽車両（一輪車押し：男 性、88歳）と衝突。 軽車両運転者が死亡。
10月24日	岐南町	軽乗用（女性、67歳）は西進右折中、自転車（男性、72歳） と衝突。 自転車運転者が死亡。
10月25日	各務原市	軽乗用（男性、43歳）は西進中、横断中の歩行者（男性、82 歳）と衝突。 歩行者が死亡。
10月26日	関市	軽乗用（男性、67歳）は西進中、花壇に衝突。 軽乗用運転者が死亡。

【交通死亡事故多発非常事態宣言等実施要綱（抜粋）】

（発令基準等）

第4 別表1に定める基準に達した場合には、会長は、警察本部長と協議の上、必要があると認めるとき、非常事態宣言、県内警報及び地域警報を発令することができる。

別表1（第4関係）

○基準

種 別	内 容
県内警報	下記のいずれかに該当した場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通死亡事故が、1週間連続して発生したとき ・ 2以上の地域において、地域警報が発令されたとき ・ 1か月の県内交通事故死者数が10人に達したとき

（発令期間）

第5 非常事態宣言等の発令期間は、次のとおりとする。

- (1) 非常事態宣言 その都度決定する。
- (2) 県内警報 発令の日から起算して概ね15日間とする。
- (3) 地域警報 発令の日から起算して概ね10日間とする。

2 会長は、非常事態宣言等発令後、交通死亡事故が継続して多発傾向にある場合は、その期間を延長することができる。